

# 山陽小野田市農業委員会

## 第12回

### 総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月13日午後1時30分から午後2時32分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	4	森 田 祐 三
	5	田 中 覺
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	國 吉 彰

4. 欠席委員

	3	藤 井 豊
	6	相 本 まゆみ

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 49号 農地法第3条 権利の移動

議案第 50号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第 51号 現況証明願

報告第 21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 52号 農用地利用集積計画について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 銭 谷 憲 典

事務局次長 藤 上 尚 美

## 7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 12 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は相本委員と藤井委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいります。
- 本日の議事録署名は 8 番緒方委員と 9 番藤田委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 49 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件です。
- 議案第 49 号番号 36 について、議案書をもとに説明いたします。
- 2 ページをご覧ください。
- 申請地は、          から西へ約 2.4 k m に位置する第 3 種農地です。
- 申請内容は下表のとおりです。
- 公図は 3 ページをご覧ください。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 4 番 現地の報告をさせていただきます。
- 6 月 5 日に事務局 2 名と田中委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。
- 周辺の状況は、          の北側が畑、東側が道路、西側と南側が宅地となっていました。
- の方が、北側と東側が宅地、西側が畑、南側は道路になりました。
- 申請地の状況は、保全管理中でした。
- 譲渡人は後継者がおらず、譲渡するそうです。
- 譲受人は住居とともに農地を譲り受け、移住するそうです。
- 以上で報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。
- 議案第 49 号番号 36 に賛成の方の挙手を求めます。
- (全委員挙手)
- 全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 37 と、議案第 51 号番号 22「現況証明願いについて」は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 49 号番号 37 と、議案第 51 号番号 22 の「現況証明願いについて」は関連がありますので、一括して説明いたします。

はじめに 4 ページをご覧ください。

申請地は、          から南東へ約 1.9 k m に位置する第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 5 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に「現況証明願いについて」議案第 51 号番号 22 について、議案書をもとに説明いたします。

60 ページをご覧ください。

申請地は第 3 種農地で、申請内容は下表のとおりです。

公図は 61 ページをご覧ください。

本件は、申請地が父親から相続した自宅の土地で、昭和 30 年から住宅が建っているものです。

納税通知書も宅地となっていたため、登記が畑であることに気が付かなかったものです。

今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側に宅地があり、それに隣接した畑と田が今回の申請地です。

4 筆の筆界未定地でしたが、協議が整ったため 3 条申請に至りました。

また、図面左側にある           は耕起済みでした。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 49 号番号 37 及び議案第 51 号番号 22 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 38 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 49 号番号 38 について議案書をもとに説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、[ ]から北東へ約 0.7 k m に位置する農用地区域内農地と第 1 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は 7 ページです。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長  
4 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、[ ]と [ ]は水田に囲まれ、耕作中の田、[ ]から [ ]までは休耕田でした。

申請地の状況は、[ ]と [ ]は水が入っており、田植え中でした。

北側の [ ]から [ ]は保全管理中でした。

譲渡人は維持管理が困難なため、譲渡するそうです。

譲受人は 2ha を耕作中で、農業機械も揃っており耕作可能です。

以上で報告を終わります。

議長  
4 番  
議長

何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、譲渡人は全部農地を譲渡するのですか。

全部ではないと思います。

実は譲受人の方から農地を何とかしてほしいと、以前相談を受けたことがあるので気になって質問させていただきました。

他に質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 49 号番号 38 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 39 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 49 号番号 39 について議案書をもとに説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、[ ]から南西へ約 0.9 k m に位置する農用地区域内農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は 9 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長  
4 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、図面上側の申請地は、北側には道路、南側には水路があり、東側と西側は田に挟まれていました。

下側の農地は、東側以外に農道が走っており、東側は田があります。  
申請地の状況は、上側の申請地は、灌木が繁茂しており、荒れている  
草地でした。

下側の申請地は、水が張っており、耕作中でした。

譲渡人は高齢で、維持管理が困難なことから譲渡するそうです。

譲受人は1.2haを耕作中で、農業機械等も揃っており耕作可能です。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第49号番号39に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上  
程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第5条の許可申請は11件です。

議案第50号番号45について、議案書をもとに説明いたします。

13ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ約0.7kmに位置する都市計画法に定  
められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は14ページ、土地利用図は15か  
ら17ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えら  
れます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

4番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、南側が広い道路で、西側がXXXXXXXXXXの脇にある道路、東側  
が宅地、北側には畑がありました。

申請地の状況は果樹がまばらに植えてある状態でした。

雨水処理に関しては、道路側溝及び溜枡へ排水します。

汚水に関しては、側溝で処理します。

埋立法面の処理は、芝貼りとなっています。

申請地への進入路の位置は図面南側からで、幅員は7m以上です。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界については境界杭で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

議長

これで報告を終わります。  
何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 50 号番号 45 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)

局長

全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 46 について事務局の説明を求めます。  
議案第 50 号番号 46 について、議案書をもとに説明いたします。  
18 ページをご覧ください。

申請地は、                    から西へ約 3.4 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は 19 ページ、土地利用図は 20 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

4 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、南側が国道       号線、北西側に道路、東側が宅地に接しています。

申請地の状況は、バラスが撒いてある状態でした。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。

汚水は発生しません。

埋立法面の処理は土羽です。

申請地への進入路の位置は図面の南側と西側で、南側は国道に面している全面から進入が可能で、西側は幅員 2m 程度です。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界につきましては既設構造物で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 50 号番号 46 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 47 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 50 号番号 47 について、議案書をもとに説明いたします。

21 ページをご覧ください。

申請地は、                    から南へ約 0.9 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 22 ページ、土地利用図は 23 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長  
4 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側が宅地、西側が田、東側と南側が道路でした。

北側の宅地には既に土砂が搬入されており、今回の申請地と一体利用するものと思われま

す。申請地の状況は保全管理中の休耕地でした。

雨水処理に関しては側溝へ排水します。

汚水は発生しません。

埋立法面の処理は造成しないので、ありません。

申請地への進入路の位置は図面東側からで、幅員は 2m です。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界については境界杭と既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 50 号番号 47 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 48 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 50 号番号 48 について、議案書をもとに説明いたします。

24 ページをご覧ください。

申請地は、                    から北東へ約 1.9 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 25 ページ、土地利用図は 26 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。



- 5 番 現地の報告をさせていただきます。  
数年前からこの周辺は太陽光発電施設の設置が進んでいます。  
申請地の東側については既に太陽光発電施設が設置されていました。  
雨水処理に関しては周囲に 300 mm の側溝がありましたが埋まっていたので、今回の申請にあたり改善するように指導した方がいいのではないかと思います。  
周辺には家屋のみで、農地は残っていませんので、影響はないかと思えます。
- 議長 以上で報告を終わります。  
何か質問はありませんか。  
(挙手あり)  
どうぞ。
- 10 番 今の説明で、隣近所に農地はないといわれましたが、宅地の真ん中に太陽光を設置してテレビなどへの電波の影響はないのでしょうか。  
局長 太陽光発電設備からの電波の発射は無いようです。高さもそこまですらないのでテレビのアンテナへの影響もないと思います。  
わかりました。
- 10 番 第 3 種農地なので、申請内容に不備がなければ許可が出ます。  
局長 他に質問はありませんか。  
議長 無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 50 号番 48 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 49 について事務局の説明を求めます。  
局長 議案第 50 号番号 49 について、議案書をもとに説明いたします。  
27 ページをご覧ください。  
申請地は、          から南東へ約 0.3 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 28 ページ、土地利用図は 29 から 31 ページをご覧ください。  
本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。  
次に現地調査報告をお願いします。
- 議長 現地の報告をさせていただきます。
- 5 番 申請地の西側に位置する一体利用地には空き家ですが家が建っており、その南側を通路として利用し、駐車場を設置するものです。

周囲の状況は、北側は雑草が繁茂していました。  
南側は耕起してあり、その他特に問題になることはありません。  
以上で報告を終わります。  
何か質問はありませんか。

議長 無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 50 号番 49 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 50 について事務局の説明を求めます。  
議案第 50 号番号 50 について、議案書をもとに説明いたします。

局長 32 ページをご覧ください。  
申請地は、          から南へ約 0.4 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。公図は 33 ページ、土地利用図は 34 ページをご覧ください。  
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
4 番 現地の報告をさせていただきます。  
周辺の状況は、北側が休耕中の田、東側と南側が宅地、西側が市道となっています。

議長 申請地の状況は、保全管理中でした。  
雨水処理に関しては、溜枡と農業用排水路に排水します。  
汚水に関しては公共下水に接続し、処理します。  
埋立法面の処理は、造成を行わないためありません。  
申請地への進入路の位置は図面西側で、幅員は 4m 以上あります。  
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。  
境界については、境界杭で確認しています。  
以上の事から特に問題ないと思います。  
これで報告を終わります。  
何か質問はありませんか。

議長 無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 50 号番号 50 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 51 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 50 号番号 51 について、議案書をもとに説明いたします。  
35 ページをご覧ください。  
申請地は、                    から東へ約 1.1 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。  
公図は 36 ページ、土地利用図は 37 から 43 ページをご覧ください。  
本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。  
次に現地調査報告をお願いします。  
議長 5 番 現地の報告をさせていただきます。  
周辺の状況は、北側が住宅地、南側は道路と山があります。  
排水については周囲に立派な水路が設けてあります。  
以上で報告を終わります。  
何か質問はありませんか。  
議長 無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 50 号番号 51 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 52 について事務局の説明を求めます。  
局長 議案第 50 号番号 52 について、議案書をもとに説明いたします。  
44 ページをご覧ください。  
申請地は、                    から南東へ約 1.4 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。申請内容は下表のとおりです。公図は 45 ページ、土地利用図 46 ページをご覧ください。  
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。  
次に現地調査報告をお願いします。  
議長 5 番 周辺の状況は、北側と西側に太陽光発電施設が既に設置されており、南側は雑草地となっていました。  
立ち合いに来た方曰く、草地の方にも今後太陽光発電施設を設置する予定があるとのことでした。  
水路については、既設の水路がありますが、転用にあたって整備を行うとのことでした。  
以上で報告を終わります。  
何か質問はありませんか。  
議長 無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 50 号番号 52 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 53 と番号 54 は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 50 号番号 53 と番号 54 は関連がありますので、一括して説明いたします。

47 ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ約 1.0 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 48 ページ、土地利用図は 49 ページをご覧ください。

次に、議案第 50 号番号 54 について説明いたします。

50 ページをご覧ください。

番号 54 は、番号 53 の工事用の仮設道路で一時転用です。

本件は、共に「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側と南側が不耕作の農地、東側が宅地です。

54 については、先に説明した農地の東側下部に隣接している細長い農地で施設設置用の仮設道路になります。

その他特に問題になることはありません。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、この近辺は少し前にも太陽光の転用が出ましたが、宅地化はしないのでしょうか。以前は宅地化すると聞いた気がするのですが。

4 番 その話はありましたが、道路に隣接している土地所有者の方が売らずに、進入路が確保できずに宅地化を諦めて、この度太陽光発電に至ったようです。

議長 分かりました。

他に質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 50 号番号 53 及び番号 54 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 55 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 50 号番号 55 について、議案書をもとに説明いたします。  
53 ページをご覧ください。  
申請地は、          から北西へ約 0.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。  
申請内容は下表のとおりです。公図は 54 ページ、土地利用図は 55 から 58 ページをご覧ください。  
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
4 番 現地の報告をさせていただきます。  
周辺の状況は、北側と西側が道路、東側と南側が宅地でした。  
申請地の状況は、おそらく昨年まで耕作をしていたようで、保全管理中となっていました。  
雨水処理に関しては、農業用排水路に排水します。  
汚水に関しては公共下水道にて処理します。  
埋立法面の処理は、種子吹付となっています。  
申請地への進入路の位置は図面北側からで、幅員は約 2.5m です。  
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。  
境界については境界杭で確認しています。  
以上の事から特に問題ないと思います。  
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 50 号番号 55 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に報告第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 62 ページをご覧ください。  
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は、番号 33 から 39 までの 7 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら報告第 21 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 52 号「農用地利用集積計画」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

局長 67 ページをご覧ください。  
議案第 52 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。  
今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 71 番から 76 番までの 6 件、10 筆、14,411 m<sup>2</sup>でございます。

議長 ご審議の程お願いします。  
何か質問はありませんか。  
無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により、議案第 52 号は原案どおり決定することとします。  
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、7 月 5 日(金) 9 時から、村上委員と國吉委員でお願いします。

議長 第 13 回総会は、7 月 12 日(金)13 時 30 分からで、会場は保健センター  
集団指導室です。以上です。

議長 以上をもちまして第 12 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。  
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 3 2 分 閉会

令和 年 月 日

山陽小野田市農業委員会  
会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員  
4 番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員  
5 番委員 \_\_\_\_\_